

新エネ第 374 号  
平成29年6月14日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

共同世話人 野中 宏樹 様

玄海原発反対からつ事務所

代表 北川 浩一 様

今を生きる会

代表 小林 榮子 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県知事への要請質問書に対する回答について

2017年5月25日に提出のあった要請質問書について、別紙のとおり回答します。

2017年5月25日付け要請質問書への回答

【質問事項】

(1) 6市長3議会の「再稼働反対」の意思表示を無視するのですか

知事の同意表明後、再稼働に反対した市長はそれぞれ、伊万里市長「残念だ。市民の不安は高まる一方。電気も足り、経済も回っているのに原発は必要はない」、松浦市長「反対に変わりはない」、壱岐市長「反対は市議会の決議もなされ、市民の総意」、嬉野市長「福島事故から6年が過ぎても原子炉内部で何が起きているのかさえ分からない現状での同意は疑問」、神埼市長「事故の不安は残り、知事が安全の担保を示さない限り反対」と、コメントしました。

佐賀県知事に対する選挙権もない長崎県民や福岡県民は山口知事が同意したことで、否応なく原発という大きなリスクの巻き添えに遭うこととなります。

山口知事は「福岡、長崎の様々な声には福岡、長崎の知事が受け止めて対応するのが基本」(4月14日)

と言いましたが、事実上の同意権は玄海町長と佐賀県知事にしかありません。

- ①知事は「県境に関係なく立地県知事として耳を傾ける責任があり、発言や問題意識など情報を集め、判断材料に入れた」と言いましたが、判断材料としてどのように反映させたのですか。
- ②同意した知事には反対している首長と議会及び住民に対して直接説明し理解を得る責任があります。同意したことについて説明し、理解は得られましたか。
- ③理解を得られていない場合は、今後説明をするつもりですか。理解も得られないままに再稼働へ進むのですか。
- ④原発事故が起き、他県の住民をも巻き添えにした時に、知事は加害責任の一端を負うこととなりますが、その認識はお持ちですか。

知事は「地元同意」の範囲について「国が決めること」と言ってきましたが、今年2月に国に言われて「同意権なるものはそもそも存在していない」として、立地自治体の住民の安全を担保するための最低限の「同意権」さえも自ら放棄しました。会見で知事は、地元同意手続きについて「納得していないから、今までいかなものかなと申し上げてきた」と言い、「原発政策の本質論というところで国で議論する」必要さについて述べました。しかし、「納得していない」中で、同意権の問題を放置したままで再稼働を容認したのです。

- ⑤知事は「同意権はない」としながら、立地県として再稼働に実質同意しました。どういことなのかよくわかりません。ご説明ください。
- ⑥玄海原発再稼働については、30キロ圏4首長が反対している現状を受けて、同意権を持つ知事として法制化を国に要求すべきではありませんか。

(答)

- 原子力発電所の再稼働の判断については、国・事業者の責任で行われるべきものだと考えています。
- また、再稼働にあたっての地元の同意については、特に法的に定められたものはないと理解しています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、本年1月18日に出された原子炉設置変更許可を受け、1月20日に、国から玄海原子力発電所3、4号機の再稼働を進めるという政府の方針について説明があり、理解を求められました。
- 再稼働を考えるにあたっては、広く県民の皆様の意見を聴いていくこととし、県内全域を対象に県内5地域での県民説明会の開催、県ホームページや御意見箱における意見募集、県内各界の代表の方々や全ての市町長からの意見聴取等を行い、様々な気づきを得るとともに、いただいた意見は全て県ホームページに掲載し、皆様と共有してきました。
- 福岡、長崎の両県においても、佐賀県と同様に県民、市町、議会などの意見を踏まえて、それぞれ必要な対応がなされていたと認識していますが、当県は立地県であることから、福岡県、長崎県の説明会にも職員を派遣するなど情報収集にも努め、両県の知事とも話をしたところです。
- さらに、再稼働を考える上で極めて重要としていた県民の代表である県議会では、エネルギー情勢等を踏まえ、当面、原子力発電に依存せざるを得ないこと等から、再稼働の必要性が認められるとの意思が示されました。
- このようなプロセスでいただいた様々な意見、国や事業者の姿勢や方針、県議会の決議などを総合的に勘案し、4月24日に「今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」という考えをお示したところです。
- なお、自治体の同意権といったものをどうするかについては、国が専ら責任を持つエネルギー政策の中で地方がどう位置づけられるのかということについて、法的な整理も含めて、国において責任を持って、根本的な議論を行っていただくことが必要と考えています。

(2) 原発は命の問題です。私たちは知事と県議会に対して命の問題まで「白紙委任状」を出していません

知事は「今そこに玄海原発がある」「現に原発が存在している」ことから「再稼働はやむを得ない」と話しました。原発は地震や台風などの自然災害と全く違います。九州電力という一企業の利益のために、ふるさとのすべてを奪いかねない原発のリスクを、私たちが否応なく背負わされる道理はありません

⑦福島原発事故は住民の命と生活を根こそぎ奪いましたが、こうした取り返しのつかない甚大な犠牲に対しても、知事は「やむを得ない」というのでしょうか。何が「やむを得ない」のか、抽象的でなく、具体的にご説明ください。

⑧私たち県民は知事に対しても県議会に対しても、命の問題まで白紙委任状を出していません。それでも、県民の声を無視して、県議会決議を楯にして「県民理解が得られたから、やむを得ない」というのですか。

(答)

- 再稼働を考えるにあたっては、広く県民の皆様の意見を聴いていくこととし、県内全域を対象に県内5地域での県民説明会の開催、県ホームページや御意見箱における意見募集、県内各界の代表の方々や全ての市町長からの意見聴取等を行い、様々な気づきを得るとともに、いただいた意見は全て県ホームページに掲載し、皆様と共有してきました。
- さらに、再稼働を考える上で極めて重要としていた県民の代表である県議会では、エネルギー情勢等を踏まえ、当面、原子力発電に依存せざるを得ないこと等から、再稼働の必要性が認められるとの意思が示されました。
- このようなプロセスでいただいた様々な意見、国や事業者の姿勢や方針、県議会の決議などを総合的に勘案し、4月24日に「今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」という考えをお示したところです。